9　「廃物」とは、あらゆる種類の食物くず、船内の廃棄物及び運航に関連して生ずる廃棄物、全てのプラスチック、貨物の残留物、焼却炉の灰、調理油、漁具並びに動物の死体であつて船舶の通常の運航中に生じ、継続的又は定期的な処分が必要となるもの（この条約の他の附属書に定義し、又はこれらに掲げる物質を除く。）をいう。廃物には、航行中に行われた漁ろう活動又は水産物の養殖活動（魚介類を養殖施設に配置するために輸送すること及び採捕された魚介類をそのような施設から加工のために陸地へ輸送することを含む。）の結果として生じた生鮮魚及びその一部を含まない。

10　「焼却炉の灰」とは、廃物の焼却のために使用される船上焼却炉から生ずる灰及びクリンカーをいう。

11　「最も近い陸地から」とは、国際法に従つて領海の幅を測定するための基線からをいう。ただし、この附属書の適用上、オーストラリアの北東海岸の沖合における「最も近い陸地から」とは、オーストラリアの海岸における南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点まで、その点から南緯十度東経百四十二度の点まで、その点から南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点まで、その点から南緯九度東経百四十四度三十分の点まで、その点から南緯十度四十一分東経百四十五度の点まで、その点から南緯十三度東経百四十五度の点まで、その点から南緯十五度東経百四十六度の点まで、その点から南緯十七度東経百四十七度の点まで、その点から南緯二十一度東経百五十二度五十五分の点まで、その点から南緯二十四度三十分東経百五十四度の点まで、その点からオーストラリアの海岸における南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点まで引いた線からをいう。

12　「運航に関連して生ずる廃棄物」とは、船舶の通常の保守又は運航の間に船内で集められ、又は貨物の積込み及び取扱いのために使用されるあらゆる固形廃棄物（スラリーを含む。）であつて、この条約の他の附属書の適用を受けないものをいう。運航に関連して生ずる廃棄物には、貨物艙（そう）及び船舶の外側表面を洗浄した際に生ずる洗浄水に含まれる洗剤及び添加剤を含むが、国際海事機関により作成される指針に照らして、雑排水、ビルジ水その他これらに類する排出物であつて船舶の運航に不可欠なものは、含まないものとする。

13　「プラスチック」とは、一又は二以上の高分子量ポリマーを不可欠な成分として含み、ポリマーの製造又は熟若しくは圧力による完成品の製造のいずれかにおいて成形される固形物質をいう。プラスチックは、硬質かつ弾力性がないものから軟質かつ弾力性のあるものまでの物質的な特性を有する。この附属書の適用上、「全てのプラスチック」とは、あらゆる形態のプラスチックから構成され、又はこれを含む全ての廃物（合成繊維製のロープ及び漁網、プラスチック製のごみ袋並びにプラスチック製品の焼却炉の灰を含む。）をいう。

14　「特別海域」とは、海洋学上及び生態学上の条件並びに交通の特殊性に関する認められた技術上の理由により、廃物による海洋汚染の防止のため、特別の義務的な方法を採用することが要求される海域をいう。

この附属書の適用上、「特別海域」とは、次に定義する地中海海域、バルト海海域、黒海海域、紅海海域、ガルフ海域、北海海域、南極海域及び拡大カリブ海域をいう。

14.1　「地中海海域」とは、北緯四十一度の緯度線を地中海と黒海との境界線とし、ジブラルタル海峡における西経五度三十六分の子午線を西端とする地中海（湾を含む。）をいう。

14.2　「バルト海海域」とは、ボスニア湾、フィンランド湾及びスカゲラック海峡のスカウを通る北緯五十七度四十四・八分の緯度線を境界線とするバルト海への入口の海域を含むバルト海をいう。

14.3　「黒海海域」とは、北緯四十一度の緯度線を地中海と黒海との境界線とする黒海をいう。

14.4　「紅海海域」とは、スエズ湾及びアカバ湾を含み、ラス・シ・アネ（北緯十二度二十八・五分東経四十三度十九・六分）とハスン・ムラド（北緯十二度四十・四分東経四十三度三十・二分）とを結ぶ航程線を南端とする紅海をいう。

14.5　「ガルフ海域」とは、ラス・アル・ハド（北緯二十二度三十分東経五十九度四十八分）とラス・アル・ファステ（北緯二十五度四分東経六十一度二十五分）とを結ぶ航程線の北西の海域をいう。

14.6　「北海海域」とは、次の海域から成るものをいう。

14.6.1　北緯六十二度の緯度線の南方及び西経四度の子午線の東方の北海

14.6.2　スカゲラック海峡（スカウの東においては、北緯五十七度四十四・八分の緯度線を南端とする。）

14.6.3　西経五度の子午線の東方及び北緯四十八度三十分の緯度線の北方の英国海峡及びその入口

14.7　「南極海域」とは、南緯六十度以南の海域をいう。

14.8　「拡大カリブ海域」とは、メキシコ湾、カリブ海（湾を含む。）並びに大西洋の一部であつてフロリダから東方へ西経七十七度三十分までの北緯三十度の緯度線、そこから北緯二十度の緯度線と西経五十九度の子午線の交点までの航程線、そこから北緯七度二十分の緯度線と西経五十度の子午線の交点までの航程線及びそこから南西へフランス領ギアナの東の境界まで引いた航程線から成る境界線の内側の海域をいう。

第二規則　適用

この附属書は、別段の明文の規定がない限り、全ての船舶に適用する。

第三規則　廃物の海洋への排出の一般的禁止

1　第四規則から第七規則までに別段の定めがある場合を除くほか、全ての廃物の海洋への排出は、禁止する。

2　第七規則に定めがある場合を除くほか、全てのプラスチック（合成繊維製のロープ及び漁網、プラスチック製のごみ袋並びにプラスチック製品の焼却炉の灰を含む。）の海洋への排出は、禁止する。

3　第七規則に定めがある場合を除くほか、調理油の海洋への排出は、禁止する。

第四規則　特別海域外における廃物の排出

1　特別海域外における次の廃物の海洋への排出は、船舶が航行中であり、かつ、最も近い陸地からできる限り離れている場合にのみ認められるものとし、その距離は、いかなる場合にも次に掲げる距離を下回つてはならない。

1.1　粉砕装置又は圧砕装置を使用した食物くずについては、最も近い陸地から三海里。そのように粉砕され、又は圧砕された食物くずは、二十五ミリメートルを超えない網目を有する網を通過することができるものでなければならない。

1.2　1.1に規定する処理が行われなかつた食物くずについては、最も近い陸地から十二海里

1.3　一般に利用可能な積卸しの方法を使用することによつては回収することのできない貨物の残留物については、最も近い陸地から十二海里。当該貨物の残留物は、国際海事機関により作成される指針に照らして、海洋環境に有害なものとして分類されるいかなる物質も含有していてはならない。

1.4　動物の死体について、その排出は、国際海事機関により作成される指針に照らして、最も近い陸地からできる限り離れて行わなければならない。

2　貨物艙（そう）、甲板及び船舶の外側表面を洗浄した際に生ずる洗浄水に含まれる洗剤又は添加剤は、国際海事機関により作成される指針に照らして、海洋環境に有害なものでない場合に限り、海洋へ排出することができる。

3　廃物が、排出が禁止され、又は排出の要件を異にする他の物質と混在している場合又は当該物質に汚染されている場合には、厳しい方の排出の要件を適用する。